

佐賀県防災会議条例及び佐賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十二号

佐賀県防災会議条例及び佐賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(佐賀県防災会議条例の一部改正)

第一条 佐賀県防災会議条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「から第四号まで」を「から第五号まで」に改め、同項第一号中「市町長」を「法第十五条第五項第六号の市町長」に改め、同項第二号中「十八人」を「二十六人」に改め、同項に次の一号を加える。

三 法第十五条第五項第八号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 十五人

(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)

第二条 佐賀県災害対策本部条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第一条（佐賀県防災会議条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第五号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十五条第五項第六号の市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人</p> <p>二 法第十五条第五項第七号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 二十六人</p> <p>三 法第十五条第五項第八号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 十五人</p> <p>2 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人</p> <p>二 法第十五条第五項第七号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十八人</p> <p>2 略</p>

第二条（佐賀県災害対策本部条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第八項の規定により、佐賀県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第七項の規定により、佐賀県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>